亀山市告示第１６７号

亀山市民間保育所等低年齢児保育充実事業費補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和５年１０月１０日

亀山市長　櫻　井　義　之

亀山市民間保育所等低年齢児保育充実事業費補助金交付要綱の一部を改正する告示

亀山市民間保育所等低年齢児保育充実事業費補助金交付要綱（平成１７年亀山市告示第２２３号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分（以下「改正部分」という。）及び同表の改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分（以下「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

（１）改正部分及びこれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

（２）改正後部分に対応する改正部分が存在しないときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
（補助金の交付対象者） 第４条　この補助金の交付対象者は、次の要件を満たす民間保育所等とする。 ［（１）及び（２）　略］ （３）<u>次に掲げるア又はイに該当すること。</u>	（補助金の交付対象者） 第４条　この補助金の交付対象者は、次の要件を満たす民間保育所等とする。 ［（１）及び（２）　略］ （３）<u>三重県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（平成２５年三重県規則第２４号）第３０条に規定する保育士の配置基準（幼保連携型認定こども園にあっては、幼保連携型認定こども園の学</u>

	級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（平成２６年三重県規則第７３号）第３条に規定する職員の配置基準）に特別保育実施に係る保育士加配の人数を加えた保育士数を超えて、保育士の資格を有する者１人以上を年度当初から配置している（以下「低年齢児加配」という。）こと。	
ア　当該年度の４月１日から、低年齢児保育加配（三重県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（平成２５年三重県規則第２４号）第３０条に規定する保育士の配置基準（幼保連携型認定こども園にあっては、幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（平成２６年三重県規則第７３号）第３条に規定する職員の配置基準）に特別保育実施に係る保育士加配の人数を加えた保育士数を超えて、保育士の資格を有する者１人以上を配置することをいう。以下同じ。）を実施していること。	［アを加える。］	
イ　当該年度の４月２日から６月３０日までの間から、低年齢児保育加配を実施していること。	［イを加える。］	

（補助金の額） 第５条　補助金の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額と民間保育所等が低年齢児保育加配のために要した費用の額から寄附金の額その他市長が認めた収入額を控除して得た額とを比較して、いずれか少ない額を限度として、予算の範囲内において市長が定める。 （１）前条第３号アに該当する場合 ９５０，４００円 （２）前条第３号イに該当する場合 ４７５，２００円	（補助金の額） 第５条　補助金の額は、９５０，４００円と民間保育所等が低年齢児加配のために要した費用の額から寄附金の額その他市長が認めた収入額を控除して得た額とを比較して、いずれか少ない額を限度として、予算の範囲内において市長が定める。 ［号を加える。］ ［号を加える。］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

様式第１号を次のように改める。

様式第1号(第6条関係)

民間保育所等の状況

施設名	4月1日現在の利用定員及び入所児童の数										現員保育士数(常勤以外の常勤換算分含む)	最低基準保育士数	加配保育士数	特別保育実施状況	備考(3歳児配置改善加算等)	前年度10月1日現在の利用定員及び入所児童の数(幼保連携型認定こども園は2号･3号認定児童の数)						
	認定区分	利用定員	入所児童数						0,1歳児の占める割合(利用定員又は入所児童の数のいずれか多い方)	0,1,2歳児の占める割合(利用定員又は入所児童の数のいずれか多い方)	A	B	C	実施事業名(実施予定時期)		利用定員	入所児童数				0,1歳児の占める割合(利用定員又は入所児童の数のいずれか多い方)	0,1,2歳児の占める割合(利用定員又は入所児童の数のいずれか多い方)
			0歳	1歳	2歳	3歳	4歳・5歳	合計									0歳	1歳	2歳	全入所児童数		
	2・3号	人	人	人	人	人	人	人	%	%												
	1号	人				人	人	人			人	人	人			人	人	人	人	人	%	%

注1) 前年度10月1日現在の利用定員及び入所児童の数欄以外は、当該年度4月1日現在で記入する。

注2) 現員保育士数欄には、常勤保育士の数と、常勤保育士以外の保育士で保育士定数に充てることができる保育士の数の合計数を記入する。

注3) 最低基準保育士数＝0歳児数×(1／3)＋1, 2歳児数×(1／6)＋3歳児数×(1／20)＋4歳以上児数×(1／30)

(年齢区分別にそれぞれ小数第2位以下を切り捨て、合算した値の小数第1位を四捨五入する。)

3歳児配置改善加算を認定された施設は、3歳児の配置基準を20人ではなく15人として計算し、その旨を備考欄に記入する。

定員90名以下の施設については1人を加配する。

保育標準時間認定を受ける子どもを受け入れる施設については1人を加配する。

注4) 加配保育士数欄には、様式第2号「低年齢児保育等の加配保育士の状況」の加配保育士常勤換算数のうち1か月 (4月分) の数を記入すること。

注5) B＋C＋1≦A

注6) 特別保育実施状況欄には、実施事業名を記入し、これから実施予定の場合は実施予定時期も記入すること。また、様式第2号「低年齢児保育等の加配保育士の状況」に、実施(予定)事業名及び事業実施のために配置している保育士数を記入する。

注7) 上記注6において「実施予定」に該当する場合は、計画内容がわかるものの写しを添付してください。

注8) 前年度10月1日現在の利用定員及び入所児童の数欄は、当該年度4月1日現在で0,1,2歳児の占める割合が利用定員又は入所児童の数のいずれか多い方の25%未満の場合のみ記入すること。

附　則

この告示は、公表の日から施行し、改正後の亀山市民間保育所等低年齢児保育充実事業費補助金交付要綱の規定は、令和５年度分の補助金の交付から適用する。